

URP1X-01

IAJapan 認定シンボルの使用及び 認定の主張等に関する適用方針

(第1版)(案)

平成 30 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 引用規格、規程等	3
4. 用語の説明	4
5. 認定シンボルについて	5
6. 認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関する IAJAPAN の方針	9
7. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組合せの監視	10
8. 認定シンボルの複製	10
9. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の主張について	10
附則	11

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する適用方針

1. 目的

本方針は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下、「IAJapan」という。）が、IAJapanによって認定された試験事業者、校正事業者、標準物質生産者及び製品認証機関（以下「認定事業者」という。）により発行される試験報告書、校正証明書、標準物質認証書及び認証書（以下、「報告書等」という）及びその他の文書、媒体におけるIAJapanの認定シンボルの適切な使用及び認定の地位の表明を管理するための方針、並びに認定事業者による認定シンボルの管理に関するIAJapanの方針及び手順を定める。

2. 適用範囲

この文書は次の認定プログラムに適用する。

- (1) 計量法に基づく校正事業者登録制度・認定プログラム（以下「JCSS」という。）
- (2) 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度・認定プログラム（以下「JNLA」という。）
- (3) 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）

3. 引用規格、規程等

この文書では、次に掲げる規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。

JCSS 登録の一般要求事項(JCRP21)

JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)

ASNITE 試験事業者 認定の一般要求事項(TERP21)

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項(TIRP21)

ASNITE 校正事業者 認定の一般要求事項(CARP21)

ASNITE 標準物質生産者 認定の一般要求事項(RMRP21)

ASNITE製品認証機関 認定の一般要求事項(PCRP21)

JIS Q 17000:2005(ISO/IEC 17000:2004) 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17011:2018(ISO/IEC 17011:2017) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する要求事項

IAF/ILAC A5:11/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements
(Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004

IAF/ILAC A3:01/2018 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements
(Arrangements): Template report for the peer evaluation of an Accreditation Body
based on ISO/IEC 17011:2017

IAF ML2:2016 General Principles on the use of the IAF MLA Mark (Issue 3)

ILAC-P8:12/2012 ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement) : Supplementary
Requirements and Guidelines for the Use of Accreditation Symbols and for Claims
of Accreditation Statuses by Accredited Laboratories and Inspection Bodies

ILAC-R7:05/2015 Rules for the Use of the ILAC MRA Mark

4. 用語の説明

この文書では、ISO/IEC 17000及び関連する認定プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、次の用語を定義し適用する。

4.1 IAJapan認定機関ロゴ

IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。国内商標登録及び国際登録で保護されており、IAJapanが発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。

IAJapan認定機関ロゴを図1に示す。



図1 IAJapan認定機関ロゴ
(国内商標登録:登録第5745621号)
(国際登録番号:1264278)

4.2 認定シンボル

認定事業者がその認定の地位を示すことに用いるために、IAJapanによって交付されるシンボル。4.1で規定される認定機関ロゴに、4.5で定める認定識別を加えた一体のもので構成される。なお、法令で標章が定められている認定プログラムにあつては、標章と認定シンボルを組み合わせたものを指す。

4.3 相互承認マーク(ILAC MRAマーク、IAF MLAマーク)

国際試験所認定協力機構(International Laboratory Accreditation Cooperation: 略称ILAC、以下「ILAC」という。)又は国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, Inc.: 略称IAF、以下「IAF」という。)が、国際相互承認(MRA/MLA)の参加メンバーにその使用を認めている相互承認マーク。ILAC MRAマークはILAC-R7文書、IAF MLAマークはIAF ML2文書でマークのデザイン、カラー、使用ルール等が規定され、国際商標登録されている。相互承認マークは、ILAC又はIAFから電子的画像データとしてIAJapanに提供される。図2にILAC MRAマークを示す。ILAC MRAマークはBlue version の他、Black versionがある。また、図3にIAF MLAマークを示す。



図2 ILAC MRAマーク(Blue version)
(国際登録番号:840857)



図3 IAF MLAマーク
(国際登録番号:0848938)

4.4 MRA/MLA組み合わせ認定シンボル

ILAC又はIAFの相互承認マークの使用ルールに基づき、相互承認マークと認定シンボルとを組み合わせたシンボル。認定取得後に認定事業者が発行する報告書等に使用することができる。IAJapanは、ILAC又はIAFとの取り決めにより、組み合わせ認定シンボルについて認定事業者の使用を許可する権利が与えられている。IAJapanは、MRA/MLA組み合わせ認定シンボルの清刷を電子的画像データで認定事業者に提供する。

4.5 認定識別

認定識別は認定された適合性評価機関としての種類に応じて、認定プログラムの名称と認定事業者が付与される固有の番号の組み合わせと付加情報との組み合わせで表記される。

認定識別の付し方については表1を参照。

4.6 清刷

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成されたMRA/MLA組み合わせ認定シンボルの電子的画像データ。IAJapanは清刷の原本を管理し、必要に応じて認定事業者複製を配布する。

5. 認定シンボルについて

5.1 基本事項

認定シンボルには認定機関ロゴと同じデザインの図柄を含むため、認定事業者が認定シンボルを使用するにあたっては、同図柄の下に、“Accredited”（“認定されている”旨を示す）、及び認定された適合性評価機関の種別ごとの認定識別を付した一体の表示をするものとする。

5.2 認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別

5.2.1 認定識別の付し方は次のとおりとする。

(1)JNLAの場合

認定識別として、その頭に“JNLA”を付した後に西暦の下2桁の番号を付し(ただし、1997～1999年はZ7～Z9とする。)、更に、0100から始まる4桁の番号を用いて次の例により付し、事務所の所在する国名コードを、JIS X 0304に従って2桁で付し、最後に付加情報として“Testing”を付す。なお、西暦を表す数字は発行日に基づく。

【例】1997年に日本国内に所在する事務所に対して本制度に基づいて1番目に認定した試験事業者の認定識別は「JNLA Z70101JP Testing」とする。

(2)JCSSの場合

認定識別は、その頭に“JCSS”を付し、0010から始まる4桁の番号と次に示す付加情報の組み合わせとする。

- ①校正機関として認定 : Calibration
- ②標準物質生産者として認定 : RMP

(3)ASNITEの場合

認定識別は、その頭に“ASNITE”を付し、0001から始まる4桁の番号と次に示す認定された分野の付加情報の組み合わせとする。

- ①校正機関としての認定 : Calibration
- ②製品認証機関としての認定 : Product
- ③標準物質生産者として認定 : RMP
- ④試験所としての認定 : Testing

また、同一適合性評価機関が同一認定分野において異なるマネジメントシステムを運営している場合、上述の識別に任意の識別を追加して、これを付加情報として適合性評価機関を識別する。

(例: Calibration-phy、Calibration-che)

5.2.2 認定プログラム、適合性評価活動の種別ごとの認定識別と対応する国際・地域相互承認は表1のとおり。

表1

認定プログラム (対象適合性評価機関)	認定識別の表記	対応する国際・地域相互承認
JCSS(校正事業者)	JCSS 0000 Calibration	ILAC MRA
JCSS(標準物質生産者)	JCSS 0000 RMP	APAC MRA(組み合わせマークは対象外)*
JNLA(試験事業者)	JNLA 000000 XX Testing (00は西暦の下2桁、XXは国名コード、日本はJP)	ILAC MRA
ASNITE(試験事業者)	ASNITE 0000 Testing	ILAC MRA
ASNITE(校正事業者)	ASNITE 0000 Calibration	ILAC MRA
ASNITE(標準物質生産者)	ASNITE 0000 RMP	APAC MRA(組み合わせマークは対象外)*
ASNITE(製品認証機関)	ASNITE 0000 Product	IAF MLA

* APAC: Asia Pacific Accreditation Cooperation(アジア太平洋認定協力機構)

5.3 認定シンボルの使用例

5.3.1 IAJapan は、ILAC 又は IAF との取り決めにより、MRA/MLA 組み合わせ認定シンボルについて認定事業者の使用を許可する権利が与えられている。

5.3.2 IAJapan と認定契約を締結した認定事業者が使用できる、認定シンボル及び認定シンボルと ILAC MRA マーク又は IAF MLA マークを組み合わせた使用例並びにそれぞれの比率を図4から図11に示す。

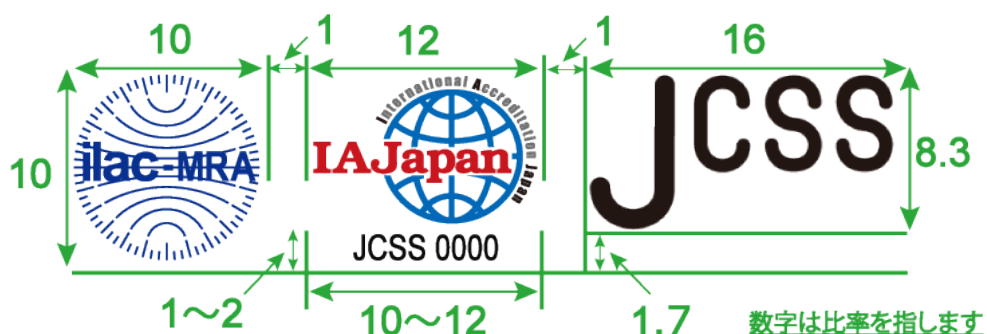


図4 JCSS/ILAC MRA組み合わせ認定シンボル

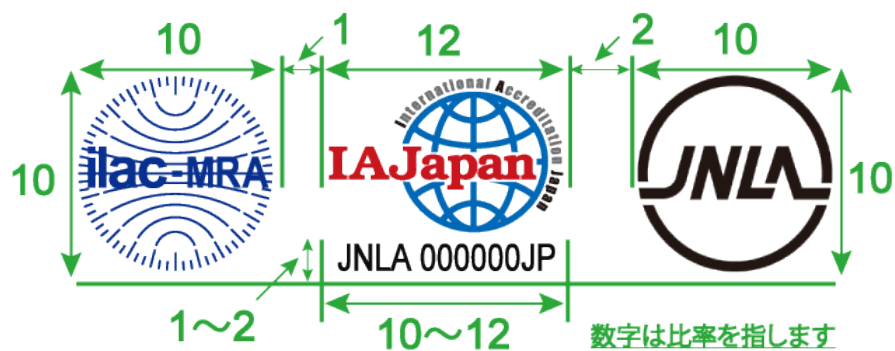


図5 JNLA/ILAC MRB組み合わせ認定シンボル

図6 ASNITE/ILAC MRB組み合わせ認定シンボル(ASNITE試験事業者の例)

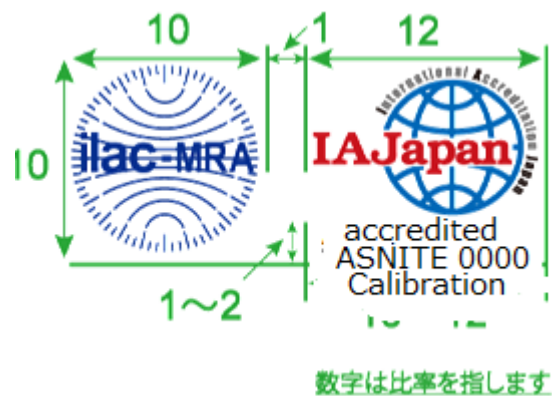


図7 ASNITE/ILAC MRB組み合わせ認定シンボル(校正事業者の例)

図8 JCSS標準物質生産者の認定シンボル

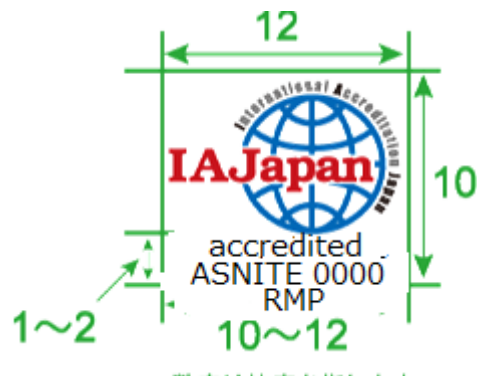


図9 ASNITE／標準物質生産者認定シンボル



図10 ASNITE／IAF MLA組み合わせ認定シンボル(ASNITE製品認証機関の例)



図11 ASNITE／製品認証機関認定シンボル

6. 認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関するIAJapanの方針

6.1 IAJapan は、認定事業者の認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関し、「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 (URP15)」を定め、公開する。当方針を、各認定スキームの一般要求事項で言及することにより、認定事業者に遵

守させる。

6.2 IAJapan は、認定事業者から認定シンボルの使用申請があった場合は、使用方法等を確認し、URP15 の該当する要求事項に適合している場合は、認定シンボルの使用を許可する。

認定事業者が、認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用する場合は、事前に様式を確認する。

6.3 IAJapanは、認定事業者が、インターネット、パンフレット又は広告のようなその他の文書等で認定の地位について表明することを希望した場合、表明の方法等を確認し、URP15の該当する要求事項に適合していることを確認した上で表明を許可する。

7. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組合せの監視

7.1 IAJapanは、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークを組み合わせた使用状況並びに認定の地位の表明について、認定審査、認定再審査及び認定維持審査で確認するとともに、認定事業者のWEB等でも適宜確認し、適切な使用を確保する。

7.2 IAJapan は、認定機関ロゴ、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークを組み合わせた使用状況について、第三者からの苦情、不正使用が発覚した場合は、誤使用をした者及びその重篤度に応じて、是正処置の要求、認定の一時停止及び取り消し、違反の公表並びに必要な場合は法的処置等の処置を行うことができる。

8. 認定シンボルの複製

8.1 IAJapanは、認定証の発行後に、認定事業者に認定シンボルの清刷を電子的画像データで提供する。

9. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の主張について

9.1 認定の取消し

IAJapanは、認定事業者の認定を取り消した場合、その事業者に対して、取り消された範囲についての認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明、並びに認定の地位を主張することを認めない。

9.2 認定の一時停止の場合

IAJapanは、認定事業者の認定の一時停止をした場合、その認定事業者に対して、一時停止された認定範囲に関する認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明を認めないが、認定の地位を主張することは認める。ただし、認定の一時停止をした場合は、その事実についてIAJapanのWEBで公表する。

9.3 認定範囲の縮小

IAJapanは、認定事業者が認定範囲を自ら縮小した場合、その認定事業者に対して、縮小された範囲についての認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明、並びに認定の地位を主張することを認めない。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年X月X日より適用する。